

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

305
08/6/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

\200

発行 ■ N P O 法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆 ■ 梅林宏道 編集責任者 ■ 湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

宇宙基本法成立

5月21日、参議院本会議（第169通常会）において「宇宙基本法」が可決・成立した。与党と最大野党の民主党が共同提案者となった法案は、大きな論争もなく、5月9日に提出されて以来2週間にも満たない短期間で承認された。日米共同のミサイル防衛（MD）の物質化と、MDをビジネスチャンスととらえる政財界の声を背景に行われたこの立法は、日本が「非軍事利用」の原則を放棄し、宇宙の「軍事化と兵器化」の推進者へと進む道を開くものである。

「軍事利用禁止」の封印を外す 背後にミサイル防衛への政・軍・産の圧力

「宇宙の非軍事利用」原則を捨て去る

同法案は当初、与党議員7名による議員提案として、07年6月20日、第166通常会に提案されたが公開審議は行われず、「閉会中審議」の扱いとされてきた。その後、民主党が修正協議に加わり、若干の修正を加え、今169通常会には衆議院内閣委員会による委員会提案として提出された。条文抜粋を3ページの囲みに示す¹。下線が民主党との修正協議で加筆された部分である。

同法の最大の問題点は、宇宙開発、利用の目的として「安全保障」と「産業競争力向上」を明確に示したことにある。

1969年5月9日、衆議院において全会一致で採択された「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」は、日本が宇宙に打ち上げる物体（衛星など）や打ち上げ用ロケットの開発と利用は「平和の目的に限る」とした。さらに同年5月15日、共同提案者代表の社会党・石井次夫議員による決議の追加説明において、「平和の目的」とは「非軍事」、「非核」であることが確認された²。この「宇宙の平和利用決議」は、03年のMDシステム導入の決定、07年12月のイージス艦による迎撃実験などの既成事実の前で著しく無力化されてきたとはいえ、日本の宇宙開発、利用を律する規範として存続してきた。

同決議の存在ゆえに、例えば、02年に初めて打ち上げられ現在は4基が運用されている「情報収集衛星」は、「偵察衛星」と呼ぶことが許されず、防衛庁（現防衛省）ではなく内閣府の管

轄下に置かれた。また、画像解析等の能力も、いわゆる「一般化原則」により、民間技術として一般化された限度内に抑制された。これら、防衛庁（省）、防衛産業双方にとっての大きな不満の種となってきた。

このように、「平和利用決議」を捨て去り、明確に宇宙の軍事利用に踏み込むことこそが、この立法の狙いである。

軍事利用と宇宙産業振興のリンケージ

「宇宙の平和利用決議」の撤廃を求める声が、産業界、防衛庁（当時）内、自民党国防族議員の中から表面化したのは03年頃からである。これと前後して、ミサイル防衛システムの導入が

今号の内容

「宇宙基本法」を批判する

＜資料＞「宇宙基本法」抜粋

核廃絶「フーバープラン」の広がり

NPT再検討会議準備委員会

2010年に向け、前進はあったのか？

核軍縮日本議連、米印協定で声明

＜資料＞声明全文

【連載】被爆地の一角から(29)

核についての＜日・独＞の違い 土山秀夫

本格化し、自衛隊のイラク、インド洋派遣が行われた。これらの活動において、自前の偵察・通信インフラを強化する必要があるという声が「産・政・官」の中に広がって行く。

06年になると、「日本の安全保障に関する宇宙利用を考える会」（座長：石破現防衛相）が提言「我が国の防衛宇宙ビジョン」を、日本経済団体連合会（経団連）が「わが国の宇宙開発利用推進に向けた提言」³を相次いで発表、宇宙の安全保障（軍事）への利用と宇宙産業の国際競争力の強化を、一体として進めるという観点から、「平和利用決議」に代わる、「宇宙基本法」の制定を求めた。

68年の「平和利用決議」にも、「産業技術の発展に寄与」という一節が含まれている。しかし、「宇宙基本法」の目的の一つである「宇宙産業の国際競争力の強化」には軍事利用（安全保障）と一体化しなければならない理由がある。

経団連・宇宙開発利用推進委員長の谷口一郎三菱電機相談役は、「宇宙基本法」を主導した河村健夫衆議院議員（自民党宇宙開発特別委員長）と行った対談⁴で、「米国の場合、NASA（航空宇宙局）の予算約1兆6000億円とは別に国防総省にも同程度の宇宙関係予算がある」とした上で、宇宙ビジネスにとっては米国のような「政府のアンカーテナンシー」が非常に重要であると強調している。「アンカーテナンシー」とは、「開発段階から将来の受注を約束する顧客」を指すビジネス用語である。

宇宙関連技術の多くは、汎用性（dual use）を持つ。その好例が全地球測位システム（GPS）であろう。米国はGPSのために24基の測位衛星を運用し、軍事利用する一方、その信号を無償で世界中に提供している。GPSの信号を受信し処理する民生技術は、民間航空機や船舶の航法システム、カーナビ、携帯電話を含む巨大ビジネスを生み出している。GPS開発の初期リスクを支えたのが「アンカーテナンシー」としての軍であった。

日本が09年に打上げを計画している「準天頂衛星システム」もGPSと同じような波及が期待される技術である。「宇宙基本法」の背景には、日本政府が軍事分野での「アンカーテナンシー」になることを求める産業界の意向が強く働いている。

この目的のために、宇宙開発、利用の管轄権を現在の文部科学省や内閣府から取り上げ、首相を長とする「宇宙開発戦略本部」に一元化することが「宇宙基本法」には盛り込まれた。戦略本部には防衛省が公然と参画できる。そこに登場するのは米国ばりの「宇宙産業複合体」なのであろうか。

日本も「宇宙の兵器化」に進むのか？

「宇宙基本法」は、第2条において「従うべき国際取り決め」の代表例として「宇宙条約」⁵を挙げている。しかし、宇宙の軍事利用を規制する現存する唯一の取り決めである同条約は、「天体上及び地球を回る軌道に大量破壊兵器を配置しないこと」と「天体の軍事利用を禁止」する限定的なものである。通信、偵察、GPSなどの軍事衛星システムの利用が世界的に広がる中で、「宇宙条約」が「宇宙の軍事化」に対して持ちうる規制力は極めて限定されたものであると言わざるを得ない。衛星システムの「汎用性」が、先に述べたように軍事と民生の境界をいっそう見え辛くしていることを考えればなおさらである。

むしろ今、国際社会が直面しているのは、宇宙の「軍事化」を突き抜けた「宇宙の兵器化」という脅威である。「兵器化」の

概念に国際的な定説はないが、「軍事化」の諸要素・システムを土台に、①衛星から地上や大気圏内の物体を攻撃する兵器、②地上から衛星を攻撃する兵器、③衛星や航空機から衛星や大気圏外の物体を攻撃する兵器（②と③は、いわゆる「ASAT（衛星破壊）」兵器を含む）、等を取得、配備することと考えてよい。

本誌では、07年1月の中国のASAT実験や08年2月の米国のミサイル防衛技術による自国衛星の破壊などの事件をとらえ、「宇宙の兵器化」の危険性を指摘してきた⁶。米国が『制宇宙権』を国防の不可欠の要素と位置づけ、「宇宙へのアクセスや利用を禁止、または制限しようとする新たな法体制や他の規制」に反対するという政策をとっていること（合衆国「国家宇宙政策」⁷）を考慮すれば、放置すれば「宇宙の兵器化」はより深刻化するであろうと警告してきた。米国の「宇宙兵器」の中には衛星を基盤としたミサイル防衛（宇宙MD）の開発と配備が含まれていることも忘れてはならない。

日本はこの米国による「宇宙の兵器化」と無関係ではありえない。それどころか、日米同盟の要求が今回の法制定の背後にある重要な圧力の一つである。05年10月29日の在日米軍再編合意文書（「日米同盟—未来への変革と再編」）はMDを「共通の戦略目標」達成のための最重点分野と位置づけ、日本は独自の能力向上と米国への「日米協力強化」への途を進んでいる⁸。米国が08年2月の自国衛星破壊で使ったのは、日本も導入しているSM-3（スダンダード・ミサイル3）である。自国への弾道ミサイル攻撃の脅威が迫っている時、敵国の弾道ミサイルに支援情報を送っていると思われる衛星を破壊するという「宇宙兵器」の使用を国際法上合法と見なすのか、違法と見なすのかという議論は、技術的にはきわめて複雑なものになるであろう。その「複雑さ」の影に隠れて、「宇宙戦争」を合法化するような議論が誘導される恐れが強い。

「安全保障のための宇宙の利用と産業振興を一体化する」を唱える「宇宙基本法」の行き着く先に、このような事態が待っていることを、推進者たちは知っていて国民に隠しているのである。「宇宙基本法」を持った日本に対する米国からのMD協力の要求は、今後一層エスカレートしてゆくであろう。

PAROSへの貢献は日本の責務

「宇宙の兵器化」を規制しようという国際社会の努力は、PAROS（宇宙における軍備競争の禁止）条約への模索として、ジュネーブ軍縮会議（CD）を主たる場として継続されている。しかし、米国は、先に述べたような政策から、PAROSに一貫して非協力的である。このような中で、はからずも米国の衛星破壊と同日の08年2月12日、中口は「宇宙の兵器化」を部分的に規制する「新宇宙条約案」をCDに提案した（本誌299—300号）。この条約案には、多くの欠陥がある。しかし、国際社会がPAROSを真剣に検討するべき時が来たことは間違いない。

CDにおけるPAROS交渉が停滞する一方で、国連総会は毎年、「宇宙における軍備競争の禁止」と題された決議を採択している。07年の決議（A/RES/62/20、07年12月5日）は、次の一節を持つ（第4節）。「すべての国、とりわけ主要な宇宙能力を持つ国に対して、国際平和と安全の維持及び国際的な協力の促進に資するため、宇宙の平和利用と宇宙における軍備競争の防止という目標に積極的に貢献し、この目標と現存する関連条約に反する行動を慎むよう要請する」。米

宇宙基本法(抜粋)

08年5月21日 参議院で可決、成立

強調は編集部、下線は修正協議による加筆部分

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

(宇宙の平和的利用)

第2条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

(国民生活の向上等)

第3条 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。

(産業の振興)

第4条 宇宙開発利用は、(略)我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらす、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。

(人類社会の発展) 第5条(略)

(国際協力等)

第6条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する国際協力、宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

(環境への配慮) 第7条(略)

(国の責務) 第8条(略)

(地方公共団体の努力義務) 第9条(略)

(連携の強化) 第10条(略)

(法制上の措置等) 第11条(略)

(行政組織の整備等) 第12条(略)

第2章 基本的施策

(国民生活の向上等に資する人工衛星の利用) 第13条(略)

(国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障)

第14条 国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(人工衛星等の自立的な打上げ等) 第15条(略)

(民間事業者による宇宙開発利用の促進) 第16条(略)

(信頼性の維持及び向上) 第17条(略)

(先端的な宇宙開発利用等の推進) 第18条(略)

(国際協力の推進等)

第19条 国は、宇宙開発利用の分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全) 第20条(略)

(人材の確保等) 第21条(略)

(教育及び学習の振興等) 第22条(略)

(宇宙開発利用に関する情報の管理)

第23条 国は、宇宙開発利用の特性にかんがみ、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるもの

とする。

第3章 宇宙基本計画

第24条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画(以下「宇宙基本計画」という。)を作成しなければならない。

2, 3, 4, 5, 6, 7 (略)

第4章 宇宙開発戦略本部(設置)

第25条 宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、宇宙開発戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第26条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 宇宙基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関すること。

(組織) 第27条(略)

(宇宙開発戦略本部長)

第28条 本部長は、宇宙開発戦略本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 (略)

(宇宙開発戦略副本部長) 第29条(略)

(宇宙開発戦略本部長) 第30条(略)

(資料の提出その他の協力) 第31条(略)

(事務) 第32条(略)

(主任の大臣) 第33条(略)

(政令への委任) 第34条(略)

第5章 宇宙活動に関する法制の整備

第35条 政府は、(略)必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

附 則 第1条～第4条(略)

国はこの決議に反対している唯一の国であり、日本は賛成している。

高度の宇宙ロケット技術を持ち、発射実績を積み重ねている日本はすでに「主要な宇宙能力を持つ国」である。今回の宇宙基本法制定は「宇宙における軍備競争」を促進する効果を生むものであり、日本自らが賛成した国連決議に反している。同法の第1条(目的)には、民主党の意向を受けて「憲法の平和主義の理念を踏まえ」との一節が導入された。しかし、「平和主義の理念」の多義的解釈を許さないための明確な禁止条項を持たない基本法は極めて危険である。少なくとも、A SAT兵器、宇宙からの攻撃兵器などの開発、開発協力、運用協力を明確に禁止する立法が、緊急に行われなければならない。(田巻一彦) ㊦

注

1 全文は国会議事録検索システム。www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

2 ピースデポ・イアブック「核軍縮・平和」2007に決議全文と追加説明抜粋。

3 www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/046/index.html

4 「月刊経済Trend」06年12月号。電子版:www.keidanren.or.jp/japanese/journal/trend/200612.html

5 「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(66年12月9日国連総会で採択、67年発効)

6 関連記事:141号(01年6月15日)、274号(07年2月15日)、299・300号(08年3月15日)他。

7 公開部分:www.fas.org/irp/offdocs/nsdp/space.html、抜粋訳は本誌274号。

8 本誌298号(08年2月15日)。

広がるフーバー・プランの影響

ジュネーブでの印象

梅林宏道

レイキャビク原点の再来

ジュネーブで開催されたNPT再検討会議準備委員会(4月28日～5月9日)において、参加者の多くが暗黙の内に抱いていた大きな関心の一つは、政府、NGOを問わず、軍縮コミュニティの中で「フーバー・プラン」がどのように評価され、どのように影響を与えているかを計測することであったであろう。私もそのような一人であった。さらに、フーバー・プランが、これまで蓄積されてきた核軍縮の多国間プロセスといかに関わろうとしているかを知る上で、ジュネーブの会議は貴重な機会であった。

フーバー・プランとは、本誌301号(08年4月1日)に紹介したように、シュルツ、ペリー、キッシンジャー、ナンという4人の米国の元高官が2年にわたってウォールストリート・ジャーナルに「核兵器のない世界」の実現を訴えるアピールを出したことと平行して始まった、スタンフォード大学フーバー研究所(シュルツとペリーがそのフェロー)、核脅威イニシャチブ(NTI、ナンが共同議長)などとノルウェー外務省が連携して取り組もうとしている核兵器廃絶のための行動である。フーバー研究所で2回、オスロで1回の専門家会議が開催された。

シュルツら米元高官らの「核兵器のない世界こそ、現在の核兵器に依存する世界よりも安全だ」というビジョンは、冷戦末期の1986年にゴルバチョフとレーガンがレイキャビク(アイスランド)で一致したビジョンであり、その意味でフーバー・プランは「レイキャビク原点の再来」とも呼ばれている。

ノルウェー政府は、フーバー・プランを実行する政府としての動きを「7か国イニシャチブ」の枠組み¹⁾のなかで発展させる意向を示していた。その7か国の中には、核兵器国イギリスが含まれているため、ジュネーブではノルウェーとともにイギリスの動向が注目された。

NTIの積極姿勢

準備委員会の冒頭からフーバー・プランはNPT再検討準備委員会の話題の一角を占めた。ドゥアルテ国連軍縮局高等代表の開会あいさつにおいて、高等代表は、最新の朗報としてフーバー・プランを紹介し「国際社会全体に歓迎されてきた」と述べた²⁾。

もっとも直接的にフーバー・プランの雰囲気来接することができたのは、5月2日の昼休み時間に設けられたノルウェー政府、核脅威イニシャチブ(NTI)、国連軍縮研究所(UNIDIR)の3者が共催する「核兵器のない世界に向かって働く」と題するパネル討論であった。パネルでブラウン英首相が発言するという事前のアナウンスがあったが、それはキャンセルされた。しかし、NTI(共同議長の一人はCNNの創業者テッド・ターナー)総裁のチャールス・カーチスの発言は注目すべきものであった。予想されたような慎重な言い回しではなくて、フーバー・プランのビジョンは実現可能であり、自分たちがその実現に全面的に取り組むという自信と

野心を直截的に表明した。NTIにおいては、07年1月のシュルツらの声明を受けて核安全保障プロジェクト(NSP)を立ち上げたと言う。そのプロジェクトでは声明の4人が指導者になりNTIがプロジェクトの推進役となる。「プロジェクトは、諸政府が政策を再考し、方向転換し、核兵器使用のリスクを減じる措置を取るようし向けるように計画されている。この目標に向かって、我々は政府や政府の考え方や行動を形成する鍵となる人物に直接接触する」と彼は述べた。さらに彼は、フィルムを作成し、シンクタンクや研究所の連合組織を形成し、会議を開き、国際的な教育活動を開始すると、具体的な活動プランも披露した³⁾。

すでに米国で手応えを得ていることが、彼らの楽観的自信を生み出しているようである。私の前稿でも指摘したが、3人の大統領候補のフーバー・プランへの反応について、カーチスは、次のような3候補の発言を引用した。

オバマ上院議員「核兵器が多くあるほど、核武装国が多くあるほど、我々にとって危険は大きい。大統領として私は言いたい。『アメリカは核兵器のない世界を求める…我々はロシアと協力して両国の弾道ミサイルの一触即発である警戒体制を解除し、核兵器と核物質の備蓄を劇的に削減する。』」

クリントン上院議員「合衆国は、核兵器の恐ろしい危険を減らし、トルーマンからクリントンまですべての大統領が賛成した、いつの日か核兵器を無くするという目標に向かって進む世界的な努力をリードしなければならない。私は、キッシンジャー、ナン、ペリー、シュルツが提唱した核兵器のない世界というビジョンと、それに向かう実際の措置を支持する。」

マッケイン上院議員「我々は、我々自身のものを皮切りに世界中の核兵器を削減する努力をすべきである。40年前、5核兵器国がNPTに賛同して協力し、核兵器競争を中止し核軍縮に進むことを約束した。いまこの誓約を更新する時である。いま我々の弾薬庫にある核兵器のすべてが必要なわけではない。合衆国は、我々の死活的利益と平和維持に矛盾しない核軍縮の世界的な努力をリードすべきである…」

NTIの勢いに比較して、ノルウェーやイギリスの政府を代表する発言には、これまで知られている「核軍縮の検証」へのイニシャチブ以外には、注目すべき発言をしなかった。5月2日のパネル以外のNPT会議における両国の発言も、フーバー・プランを踏まえたニュアンスの部分が窺えるものの、内容的には斬新なものはない。

フーバー・プランが核軍縮の本質的な変化を生み出しうるかどうかは、決して楽観できるものではなく、今後の世界的な世論の高まりに大きく左右されるときを考えなければならない。

NGOの支持と批判

我々と議論をともにしてきた信頼できる研究者・活動家の2人、

レベッカ・ジョンソンとジョン・バローズにも率直な意見を聴いた。2人とも、すでにフーバー・プランについて詳しく言及した文章を書いている。ジョンソンは、最新の「軍縮外交」の巻頭言と冒頭論文に言及しながら⁴、「核兵器国は核兵器の長期保有の必要性を公然と主張しているものであり、シュルツらの主張がそのまま受け入れられる状態にはない。しかし、彼らの取り組みを頭から批判するのではなく、関わりつつ批判するスタンスが重要だ」という趣旨を述べた。バローズは、3月末にダブリンで開かれた第5回第6条フォーラムのための中堅国家構想(MPI)のブリーフィング・ペーパー⁵に触れながら、評価と注文を述べた。「シュルツらは米国において核兵器廃絶は非現実的であるという呪縛を解いた。しか

し、すぐにも米政府が実行できる要求を出していない。テロリストによる核保有を中心テーマとする廃絶論ではなく、いかなる国の核保有もよくないという芯をもった廃絶論がますます重要になっている」と述べた。(梅林宏道) M

注

1 オーストラリア、チリ、インドネシア、ノルウェー、ルーマニア、南アフリカ、イギリスの7か国で、05年7月に外相共同声明を出した枠組み。

2 disarmament.un.org/speech/statements.htm

3 www.nuclearsecurityproject.org/ から検索

4 www.acronym.org.uk/dd/dd87/index.htm

5 www.gsinstitute.org/mpi/pubs/A6F_Dublin_brief.pdf

NPT 再検討会議 準備委員会

困難なく終了、 しかしその先は？

08年4月28日から5月9日にかけて、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた2回目の準備委員会が開催された。会場となったジュネーブ(スイス)の国連本部には、106か国の政府代表団らが集まり¹、ウクライナのボロディミール・イエルチェンコ大使が議長を務めた。

2010年まであと残すところ2年。今回の会議の目指すところは、再検討会議への実質的勧告の作成という任務を持つ来年の第3回準備委員会に向けて、実質議論における確固たる共通の基盤を創りだすことにあった。昨年の準備委員会は手続き事項をめぐる議論にそのほぼ全てを費やし、実質議論の時間はわずかであった²。乗り越えるべき課題の山積するなか、初日冒頭に壇上に立ったセルジオ・ドゥアルテ国連軍縮局高等代表は、NPTを手塩にかけて育てていくべき「庭」と表現し、「その将来はあなた方にかかっている」と各国政府の協力を強く促した³。

議事進行は滞らず

まず結論から言えば、今回の準備委員会は一定の成功をおさめたと言える。一部の国、とりわけイランや核拡散疑惑を指摘されたシリアといくつかの国々のあいだで激しい言葉の応酬があったものの、議題採択で強い抵抗を示した昨年のイランのように、議事進行を「人質」にとった強硬姿勢は見られなかった。「平和的な雰囲気」(中国)、「満足すべき結果」(欧州連合(EU))と多くの国が評したように、昨年採択された議題に沿って議事は進行していった。次回開催日程など手続き事項に関する6つの決定も滞りなく採択された。実質議論については、47のステートメントが出された一般演説に続き、3つのクラスターと呼ばれる問題群(①核軍縮関連、②保障措置・非核兵器地帯関連、③核エネルギーの平和利用関連)と、3つの特別議題セッション(①核軍縮と安全

の保証、②中東問題を含む地域問題、③第10条(脱退)を含む条約のその他の項目)での議論が予定通り、均等の時間配分で行われた。イエルチェンコ議長は、各国が一方的に主張を述べるのではなく、対話形式での議論を促進していかなければならない、と一般演説や提案後のコメントを奨励し、議論の活性化を促したと伝えられる。最終日には、議長のリーダーシップや調整努力に対する多くの賛辞が述べられた。

議長概要は添付されず

実質的な議論に当てられた時間がわずかに3日であった昨年と比べ、今回の準備委員会でははるかに建設的な議論の場になったことは間違いない。しかし、05年再検討会議の「失敗」を生んだ、各国間の長年の対立構造に根本的な変化があったわけではなかった。

これが如実にあらわれたのが、議長の「事実概要」をめぐる紛糾である。

第1回、第2回の準備委員会の議長は、各回での検討結果を事実概要としてまとめ、次回会議での議論に資するよう、報告を行うことが義務付けられている。実際、02年、03年の準備委員会においては、事実概要を最終報告書の添付文書とする合意がなされた。しかし今回イエルチェンコ議長がまとめた概要に対しては、多くの国が包括的かつ公平と評価した一方で、米国、イランなどが「バランスを欠いている」と異議を唱えた。この結果、報告書の添付文書ではなく、「格下げ」となる「議長作業文書」⁴として記録に残されることとなった。これは、昨年の天野之弥議長による事実概要と同じ扱いである。

具体的な提案

65項目から成る議長の事実概要の内容について、もう少し詳しくみていこう。概要の文面は、昨年の51項目の概要⁵と多くの部分で重複しており、中央アジア非核兵器地帯への言及など、本誌が以前指摘したような疑問の残る表現も引き続き含まれている。しかし、今年の概要が問題の所在を指摘するだけでなく、各国の演説や作業文書が示した具体的な提案や、各国が行っているユニークな軍縮・不拡散努力についての記述を多く盛り込んでいることに注目したい。ここからは、こうした提案やイニシアティブを国際社会が共有し、今後活用していくべきとする議長の姿勢が読み取れる。以下、核軍縮分野での具体例をいくつかあげたい。

●概要は、シュルツら米政府元高官による「核兵器のない世界」の実現を求めるアピールに端を発する動きに暗に言及し

核軍縮・不拡散 議員連盟(PNND) 日本、 米印核協力を批判する声明

5月20日、核軍縮に関心を持つ超党派の国会議員のネットワーク「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)の日本支部(代表:鈴木恒夫)は、米印核協定の問題で議員声明をまとめ、外務大臣に提出した。5月19日～21日(ベルリン)の核供給国グループ(NSG)総会にあわせて、この問題へのPNND日本の深刻な懸念を表明し、日本政府に対し、NSGガイドライン改定に反対の意思表示を明確にするよう求める内容である。PNND日本支部として声明をまとめたのは初めてである。右に全文を掲載する。

米国とインドの原子力協力協定に関する声明

・米印両国が進める原子力協力協定は、核不拡散条約(NPT)に加盟していないインドに対し、「例外的措置」として民生原子力分野での協力を可能にするものである。

・日本政府は、45か国の原子力供給国グループ(NSG)の一員として、また、広島・長崎の惨禍を知り、核兵器廃絶の先頭に立つべき被爆国として、本件に関し重大な責任を有する。

・次にあげる理由から、国際的な核軍縮・不拡散の進展を求める日本の超党派の国会議員として、この問題への深刻な懸念を表明するとともに、日本政府の真摯な対応を求める。

①米印原子力協力協定は、NPTに基づく不拡散体制の根本的前提を崩す。NPTの外で核兵器保有を目指す道を容認することになる。

②米印原子力協力協定は、インドにおける核兵器プログラムに制約を与えるものではない。協定には、核爆発実験再開に対する制約が明確でない。また、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムの要求やカットオフ条約に関する言及も含まれていない。結果としてインドの核軍備増強につながる可能性も否定できない。

③インドを例外とする、原則のないNSGガイドラインの変更は、ガイドラインそのものの形骸化を引き起こす。NSGでの決定は「全会一致」方式であるから、日本政府の責任ある反対の意思表示が求められる。

平成20年5月

核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)・日本

て、「核兵器のない世界に向けた、近年の世論や政治的な勢いについての発言があった。この目的を達成するための、確固たる、実質的な措置の必要性が強調された」と述べた(第2節)。さらに、ノルウェー政府の演説で紹介された「核兵器のないビジョンを達成する」国際会議(本号4ページ、本誌301号参照)についても別の一節を設け、「締約国は、2008年2月にオスロで開催された国際軍縮会議で合意された5つの原理及び10の勧告を含め、核兵器のない世界のビジョンを達成することを目指した各国政府及び市民社会による新しいイニシアティブを歓迎した」(第28節)と明記した。

●第6条義務に関しては、2000年再検討会議で合意された13項目の履行の遅れを昨年同様に指摘するとともに、「13項目の措置及びそれらの措置に関する進展について、前向きな検討を行うことが要求された」と加えられた。また、核兵器の完全廃棄の必要性を謳った箇所では、「核兵器の完全廃棄を達成するための、時間枠を区切った枠組みを求める声が上げられた」(第11節)と述べた。今年の演説のなかで、オーストラリアが初めて核兵器禁止条約(NWC)への支持に言及するなど、国際社会での支持の広がりがこうした記述に繋がっていると考えられる。

●戦略及び軍事ドクトリンにおける核兵器の役割強化や核兵器使用のしきいの低下に言及した箇所では、「冷戦後の文脈において、核兵器の戦略的有用性及び国家安全保障政策における核兵器の役割について再評価を求める声が上がった」ことを盛り込んだ。これに関連しては、「2009年に行われる北大西洋条約機構(NATO)サミットがそのような再評価の適切な機会となる」との見解が示された」と指摘した(第13節)。

●核兵器国による新しい核軍縮努力としては、2010年までに

核兵器国がとるべき措置としてフランスが提唱した「行動計画」や、英国による検証問題に関するイニシアティブ(第16節)、また、米ロのソチ宣言に盛り込まれた法的拘束力のある「戦略兵器削減条約(START)後の枠組み」(第17節)などが具体的に言及された。概要は、これらに対し非核兵器国が歓迎の意を示したと述べる一方、透明性、不可逆性、検証可能性を持ったさらなる核軍縮措置の履行が不可欠であると強調した。ついては、「標準形式の報告及び保有核兵器の削減の進捗記録についてのメカニズムの確立」が求められたことを盛り込んだ(第18節)。

2010年に向け、これらの具体的イニシアティブがどのように活用されていくのかに注目したい。次回の準備委員会は、09年5月4日から15日にかけてニューヨークで開催される。議長には、非同盟諸国(NAM)からの推薦として、ジンバブエのチジャウシキ大使が選出された。また、今回の準備委員会では、2010年再検討会議が4月26日から5月21日にかけてニューヨークで開催されることも決定された。(中村桂子)㉓

注

1 NGOの出席は64団体であった。4月29日の本会議においては、市長や被爆者を含む15のNGO代表が意見発表を行った。

2 第2回準備委員会の経過と分析については、本誌281・2号、283・4号を参照。

3 disarmament.un.org/speech/statements.htm

4 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/WP/fact-sum.pdf

5 www.un.org/NPT2010/documents.html

対照的な2つの国の姿勢

核不拡散条約(NPT)は1970年3月に発効し、現在では190カ国が加盟している。1970年といえば東西冷戦の最中である。当時のマクナマラ米国防長官が、有名な「相互確証破壊(MAD)政策」への移行を発表してから、まだ5年を経っていたに過ぎなかった。

それにもかかわらず、米ソ間でNPTへの合意が得られたのはなぜなのか。条約交渉の動機となったのは、米、ソ、英、仏、中5カ国以外への核兵器拡散を防がなければ、他地域における紛争が容易に核戦争へ発展しかねないと懸念したからだ。中でも核拡散の潜在性を持ち得る対象とされたのは、旧枢軸国であり、かつ工業先進国でもあるドイツ(当時は西ドイツ)および日本であったとされている。それから38年を経過した今日、これら2つの国がどのような歩みをたどってきたのか、欧米在住の知人からの情報も含めて考察し直してみたい。

ベルリンの壁が崩壊し、東西両ドイツが併合されてから現在に至るまで、ドイツが核兵器の開発をめざしはしないか、と疑われた事実はそれほど伝えられていない。ドイツ政府は核兵器の開発を完全に否定してきたばかりか、脱原発を国是として政策を推進してきたからだ。ただ原子力発電に代る代替エネルギーの開発が必ずしも思うに任せず、当初よりトーンダウンした点は否めないが、それでも国の基本方針は変更されていない。フランスのサルコジ大統領が、昨年9月にフランスの核兵器を仏独共有に、と提案したのに対しドイツのメルケル首相が直ちに拒否したのも、一方でNATOの核分有問題がありつつも、そうした姿勢の現れとして受け取られている。

翻って、もう一つの国である日本はどうか。広島、長崎の悲惨な原爆体験を持ち、日本政府は例年「核兵器の全面的廃絶への道程」、05年以降は「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を国連総会に提出するほか、非核三原則を国是ともしていると力説する。しかし

海外のNGOによる非核国政府としての評価は低く、核専門家や米政府の中からささ冷ややかな視線が注がれているのが事実だ。大きな理由は2つある。

1つは異常とも思えるプルトニウムの備蓄にある。03年末現在、日本のプルトニウム総保有量は40.6トンに達しており、5.4トンが日本に、残りはフランスとイギリスに保管されている。加えて六ヶ所村の新しい使用済み核燃料再処理工場の商業運転によって、年に約8トンのプルトニウムを分離することが可能になる。単純計算が許されれば、約1000発分の原爆を作るに足る量に相当する。こうした点はNPT体制の強化を主張する日本の方針に水を差し、北朝鮮やイランの再処理や濃縮施設の建設を思いとどまらせようとする国際的努力にも悪影響を及ぼす。そのため国内外からの強い批判が、ノーベル賞受賞者や核開発に関与するサンディアおよびローレンス・リバモアの米国立研究所の元所長たちからささ寄せられている。

もう1つの理由、そしてより重要なのが政治家による日本核武装論の主張である。米国の或る知人の指摘は、われわれが思っている以上に彼の国の人たちの厳しい目を感じさせる。それは日本のメディアが伝える、次期首相の有力候補とされる自民党議員の、核武装に関する無知にも等しい主張に他ならない。核武装検討や九条改憲賛成派の麻生太郎元外務大臣および小池百合子元防衛大臣をもてはやすメディアや国民は、真に被爆国としての認識があるのかどうか。また日本の核武装がNPT体制の崩壊をもたらした元凶として指弾され、地球規模での核拡散の弁明に使われてしまうことをどう考えるのか、といった指摘はあくまでも鋭い。たとえ北朝鮮や中国への牽制のつもりであっても、国際的には通用しない、そしてドイツとは対照的な姿勢としてしか映らないというのだ。



特別連載エッセー●29

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2008. 5. 6～5. 20

作成:塚田晋一郎、新田哲史

IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/NSG=核供給国グループ/WP=ワシントン・ポスト

- 5月6日 米ロ政府、核物質や核関連機材の移転等に関する「原子力協定」を締結。
- 5月7日 福田首相と胡錦濤・中国国家主席が首相官邸で会談。「戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明」などに署名。
- 5月7日 インド、核搭載可能な中距離弾道ミサイル「アグニ3」の発射実験。
- 5月7日付 6ヵ国協議の初代韓国首席代表、イ・スヒョク元外交通商次官補、北朝鮮保有核兵器は「最大8～10個」と著書で明らかに。
- 5月8日 マコーム・マクミラン米国防省報道官、北朝鮮が、寧辺の黒鉛減速炉稼働記録などを含む核開発計画書を米に提出したと発表。
- 5月8日 パキスタン、核搭載可能な巡航ミサイル「ハトフ8」の発射実験。
- 5月9日 ロシアがICBMなどの新型兵器を披露する軍事パレード。約17年ぶりで、ソ連崩壊後初めて。
- 5月9日 ジュネーブで開催されていたNPT再検討会議準備委員会が終了。(本号参照)
- 5月10日 米国防省、北朝鮮が提出した核施設の稼働記録は、86年にまで遡った原子炉と再処理施設のものとして発表。
- 5月10日 米国防省、北朝鮮は6ヵ国協議での合意を受けた措置により、兵器用のプルトニウムを生産する能力はなくなったと発表。
- 5月11日 米WP、北朝鮮の貿易会社が02～03年頃、欧州で工業製品を調達し、シリアの核開発を支援していたと報じる。
- 5月12日 イランがIAEA代表団を招き、核開発問題について専門家レベル協議。
- 5月12日 インドの防衛研究開発機構が、射程5千キロの新型弾道ミサイルの発射実験を早ければ年内に行う計画が明らかに。
- 5月12日 北朝鮮が、テロ支援国家指定解除がなければ、「核施設の完全な無能力化は実現しない」と米に明確に警告していた事が判明。
- 5月12日 米科学国際安全保障研究所(ISIS)、北朝鮮が協力したとされるシリアの核施設での隠蔽工作をまとめた報告書を発表。
- 5月16日 横須賀市議会、原子力空母配備の是非を問う住民投票条例案を否決。
- 5月18日 新華社通信、中国政府が四川大地震を受けて四川省内の核施設の放射能漏れを調査し、安全を確認したと報道。

核戦争に反対する医師の会 20周年記念出版

平和へのアクション101+2

戦争やテロのない世界の実現に向けて

4月15日
発売

「戦争なんて、なくならない」
そう思い込んでいませんか？

世界各国の創造的な活動から学ぶ
誰にもできる平和の実践法101+2例。
市民、教育者、メディア、企業、自治体、国家などが
平和のためにできることを、見開き1テーマでまとめて
います。

著者 メリーウイン・アシュフォード

「核戦争防止国際医師会議」(IPPNW、1985年
ノーベル平和賞)元代表

監訳 松井和夫

医師、核戦争に反対する医師の会世話人(元代表世話
人)

B5判変型/280ページ
定価2730円(本体2600円)
かもがわ出版

<注文先>核戦争に反対する医師の会

電話:03-3375-5121 FAX:03-3375-1862
e-mail: hankaku@doc-net.or.jp

書店でもお求めになれます。



- 5月19日 クラスター爆弾禁止条約制定を目指す国際会議がダブリンで開幕。
- 5月19日 NSG総会、ベルリンで開幕(～21日)。(本号参照)
- 5月20日 米科学国際安全保障研究所はイランが13日に提示した、核不拡散への協力などを盛り込んだ新提案文書を公開。

沖縄

- 5月10日 陸自、浦添市で発見された化学兵器の可能性のある米製M57砲弾22発を嘉手納弾薬庫に移送。住民の避難措置はせず。
- 5月12日 1958年台湾海峡危機で、米軍による中国への原爆投下作戦立案の際、嘉手納基地からの出撃を計画していたことが判明。
- 5月13日 米軍機の海上墜落事故を想定した日米合同図上訓練、嘉手納基地内の会議室で開催。日米合わせて約60人が参加。
- 5月14日 防衛省、米軍再編交付金の08年度1次内定額として、名護市に9億7千万円、宜野座村に1億6100万円を交付すると決定。
- 5月15日 沖縄署、北谷町の衣料品店で私人逮捕された後、身柄を米憲兵隊が拘束し、政治問題化していた海兵隊員の息子2人を書類送検。
- 5月15日 日米両政府、所在不明米兵を米が脱走兵と認定した場合、米側は直ちに日本側に通告し、都道府県警に逮捕要請をすることで合意。
- 5月15日付 サイパン地元紙、在沖海兵隊員のグアム移転を約1万3千人と報道。
- 5月15日 那覇地検、2月発生のカンボジア人女性暴行事件で、逮捕・送検された伍長を嫌疑不十分として不起訴処分。
- 5月15日 那覇地検、06年7月の沖縄市タクシー強盗事件で、海兵隊員2人を起訴。
- 5月16日 米海兵隊高等軍法会議、2月発生の子中学生暴行事件で訴追された二等軍曹の有罪を認定。司法取引での減刑で実刑3年。

- 5月17日 74年伊江島事件の際の日米間の交渉経緯を記録した外交電報により、日本側の裁判権放棄に合意する日米「覚書」の存在が発覚。
- 5月17日 53年に、在日米兵の事件に関して「重要な案件以外、日本側は裁判権を放棄する」との密約に日米が合意していたことが発覚。
- 5月18日 バイス米海軍省統合グアム計画室長、海兵隊移転について一部で報道されている「4千人追加」と「ハワイ移転」をそれぞれ否定。
- 5月19日 普天間飛行場に世界最大級のロシア民間大型輸送機アントノフが飛来。目的は不明。
- 5月20日 福岡高裁、国に対し、04年沖国大ヘリ墜落事故の日米協議内容で、市民の情報公開請求で不開示とされた文書の提示を命令。

今号の略語

ASAT=人工衛星破壊
CD=ジュネーブ軍縮会議
EU=欧州連合
GPS=全地球測位システム
MAD=相互確証破壊
MD=ミサイル防衛
NAM=非同盟運動(諸国)
NASA=(米)航空宇宙局
NATO=北大西洋条約機構
NPT=核不拡散条約
NSG=核供給国グループ
NTI=核脅威イニシアティブ
NWC=核兵器禁止条約
PAROS=宇宙における軍備競争の禁止
SM3=スタンダードミサイル3
START=戦略兵器削減条約

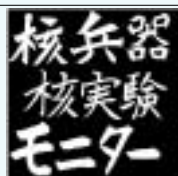
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局<office@peacedepot.org>梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>田巻一彦<QT04441@nifty.com>
塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- 「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、津留佐和子、中村和子、花房孝年、福井拓也、梅林宏道